

# 大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年3月27日  
大分市教育委員会

## 第1 趣旨

近年の学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が増す中、それは教育職員の長時間勤務という形でも表れており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。

本市教育委員会では、学校における働き方改革に向けて取り組むべき方策や時間外勤務の削減に向けた業務改善の取組の指針として、平成30年2月に「大分市立学校における働き方改革推進計画」を策定し、教育職員の長時間勤務の是正に向けた取組を進めているところである。

こうした中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）が一部改正され、給特法第7条の規定により文部科学省が定めた、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、本方針を定める。

## 第2 対象の範囲

本方針は、給特法第2条に規定する教育職員のうち、大分市立学校（以下「学校」という。）に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象とならない学校事務職員、学校栄養職員等については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。

## 第3 業務を行う時間の上限

### (1) 本方針における「在校等時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務をいう。）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げる①の時間を加え、②及び③の時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、②については、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- ① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
- ② 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるため

に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

③ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間以内
- ② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間以内

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間時間外在校等時間 720時間以内
- ③ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月以内
- ④ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間（以下「平均時間外在校等時間」という。） 80時間以内

第4 大分市教育委員会及び学校の管理職の責務

- (1) 教育職員の在校等時間は出退勤管理システム及び出張復命書や活動記録等の書類（以下「出退勤管理システム等」という。）によりできる限り客観的な方法により把握する。
- (2) 在校等時間に関する情報については、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書として管理及び保存を適切に行うこととし、その保存期間は5年間とする。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。
  - ① 教育職員の1箇月時間外在校等時間又は平均時間外在校等時間が80時間を超えた場合等で当該教育職員から申出があったときは、医師による面接指導を実施する。
  - ② 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
  - ③ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進する。
  - ④ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。
- (5) 本方針及び「大分市立学校における働き方改革推進計画」を踏まえた学校

における取組の実施状況を把握し、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、教育職員の在校等時間が本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

- (6) 大分県人事委員会及び市長（以下「人事委員会等」という。）と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会等の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。
- (7) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

## 第5 留意事項

### (1) 上限時間について

本方針は、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではなく、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであって、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まなければならないべきものであり、上限時間を遵守することのみを求めるものではない。

### (2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

## 附則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。